

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ 火災により発生した燃え殻等の処理

今回は、協会に寄せられた相談事例を紹介します。

火災にあった家屋の後片付けを頼まれた。状況は完全に焼失したのではなく、一部が燃えてしまい、屋根や壁の一部が残っており、家具なども燃えていないものもある状況です。この場合、火災で発生した燃え殻、燃え残ったものはどう処理すればいいのか、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか。

一般廃棄物の場合は、どうすればいいのか。

#### 《協会からの助言！》

まず、火災により発生した燃え殻は、一般廃棄物か産業廃棄物かについてですが、廃棄物処理法第2条第2項に、この法律において、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと定められています。次に、産業廃棄物については、法第2条第4項に、この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる産業廃棄物をいう。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされており、政令に、1紙くず、2木くずに始まり、13処分するために処理したものまで、14品目が業種ごとに定められています。産業廃棄物に燃え殻とあり、これに該当するか否かです。燃え殻だから該当するののかということですが、これはあくまで事業活動に伴って生じた廃棄物であって、通常火災は事業活動には当てはまりませんので、産業廃棄物には該当しないということになります。

うがった見方をすれば、消火活動は事業活動かということも言えなくもありませんが、廃棄物処理法上、消火を事業活動と解釈するとは聞いたことがありませんので、一般廃棄物になります。

従いまして、燃え殻を集めて、市町や一部事務組合に処理をお願いすることになりますが、県内の市町等で燃え殻を受け入れているケースは、薪ストーブの灰を受け入れている市町等がありますが、火災により発生した燃え殻を受け入れている市町はないようです。では、どうするかですが、念のため、市町等に火災で発生した燃え殻を受け入れているか確認し、受け入れていれば燃え殻や残置物などの一般廃棄物を収集し、処分をお願いします。火災現場から発生した一般廃棄物の処理を受けない市町等の場合は、焼け残った壁や柱、がれきなどと合わせて撤去し、解体した産業廃棄物として、許可品目を持った業者をお願いすることをお勧めします。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

#### (主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

#### (その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。